

四	水銀及びその化合物	水銀の量に関して、 $0.0005 \text{ mg/l}$ 以下であること。
五	セレン及びその化合物	セレンの量に関して、 $0.01 \text{ mg/l}$ 以下であること。
六	鉛及びその化合物	鉛の量に関して、 $0.01 \text{ mg/l}$ 以下であること。
七	ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、 $0.01 \text{ mg/l}$ 以下であること。
八	六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、 $0.05 \text{ mg/l}$ 以下であること。
九	シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、 $0.01 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	$10 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十一	フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、 $0.8 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十二	ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、 $1.0 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十三	四塩化炭素	$0.002 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十四	一・四―ジオキサン	$0.05 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十五	一・一―ジクロロエチレン	$0.02 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十六	シス―一・二―ジクロロエチレン	$0.04 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十七	ジクロロメタン	$0.02 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十八	テトラクロロエチレン	$0.01 \text{ mg/l}$ 以下であること。
十九	トリクロロエチレン	$0.03 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十	ベンゼン	$0.01 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十一	クロロ酢酸	$0.02 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十二	クロロホルム	$0.06 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十三	ジクロロ酢酸	$0.04 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十四	ジブロモクロロメタン	$0.1 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十五	臭素酸	$0.01 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十六	総トリハロメタン(クロロホルム、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン及びブロモホルムのそれぞれの濃度の総和)	$0.1 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十七	トリクロロ酢酸	$0.2 \text{ mg/l}$ 以下であること。

二十八	ブロモジクロロメタン	$0.03 \text{ mg/l}$ 以下であること。
二十九	ブロモホルム	$0.09 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十	ホルムアルデヒド	$0.08 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十一	亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、 $1.0 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十二	アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、 $0.2 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十三	鉄及びその化合物	鉄の量に関して、 $0.3 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十四	銅及びその化合物	銅の量に関して、 $1.0 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十五	ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、 $200 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十六	マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、 $0.05 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十七	塩化物イオン	$200 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十八	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	$300 \text{ mg/l}$ 以下であること。
三十九	蒸発残留物	$500 \text{ mg/l}$ 以下であること。
四十	陰イオン界面活性剤	$0.2 \text{ mg/l}$ 以下であること。
四十一	(四S・四aS・ハR)―オクタヒドロ―四・ハ―ジメチルナフタレン―四a(2H)―オール(別名ジェオスミン)	$0.00001 \text{ mg/l}$ 以下であること。
四十二	一・二・七・七―テトラメチルピシクロ―二・二―「ハ」―メチルインボルネオール)	$0.00001 \text{ mg/l}$ 以下であること。
四十三	非イオン界面活性剤	$0.02 \text{ mg/l}$ 以下であること。
四十四	フェノール類	フェノールの量に換算して、 $0.005 \text{ mg/l}$ 以下であること。
四十五	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	$5 \text{ mg/l}$ 以下であること。
四十六	pH値	五・八以上八・六以下であること。
四十七	味	異常でないこと。
四十八	臭気	異常でないこと。
四十九	色度	五度以下であること。
五十	濁度	一度以下であること。